

社団法人 日本オリエンテーリング協会
表彰規程

(趣旨)

第1条 本協会が表彰を行う場合は、この規程の定めるところによる。

(表彰の基準)

第2条 この表彰は次の各号の一つに該当するものに対し、表彰状または感謝状を授与して行うものとする。

- (1) 長年にわたり、本協会または本協会加盟団体の運営に著しく功績のあった者
- (2) 長年にわたり、オリエンテーリング指導員としてその属する地域に普及振興のため著しく功績のあった者。
- (3) 前各号のほか、本協会の事業等に特段の功績があった者。

(推薦)

第3条 本協会専務理事並びに正会員は、前条に該当すると認められるものがあるときは、被表彰者の推薦書を作成し、年度末までに会長宛提出するものとする。

- 2 本協会が必要と認めた場合、本協会は被表彰者の推薦を会員に依頼することができる。

(決定)

第4条 会長は前条により推薦された被表彰者につき、選考委員会にはかり、被表彰者を決定する。

- 2 選考委員は会長が委嘱する。

(表彰)

第5条 被表彰者に対しては、総会時に会長が表彰状または感謝状を授与して表彰する。

付則

この規程は平成19年3月4日より施行する。